

3 介護サービス・介護予防サービス

居宅サービスの種類と費用の目安

居宅サービスとは、自宅を中心に利用するサービスです。「施設に通う」「短期間施設に入所する」など、様々な種類のサービスが用意されています。これらの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

介護保険サービスの自己負担割合は以下の通りです。

負担割合	所得基準
1割負担	以下にあてはまらない人
2割負担	①合計所得金額が 160 万円以上 ②本人を含めた同一世帯の 65 歳以上の方の年金収入 + その他の合計金額が ◆1人の場合 280 万円以上 ◆2人以上の場合、合わせて 346 万円以上
3割負担	①合計所得金額が 220 万円以上 ②本人を含めた同一世帯の 65 歳以上の方の年金収入 + その他の合計金額が ◆1人の場合 340 万円以上 ◆2人以上の場合、合わせて 463 万円以上

ケアプランの作成・サービス利用についての相談

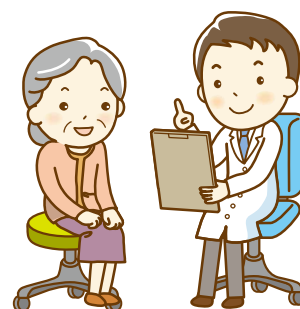
居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。
ケアプランの作成及び相談は無料です。(全額を介護保険で負担します)

納得のいくケアプランのために

ケアプランは生活の設計図。目標の達成に繋がるサービスを組み込むことが大切です。「担当のケアマネジャーさんにすべてお任せ」ではなく、目標やどんな生活を送りたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。

サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。





自己負担は1～3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

日常生活の手助けをしてもらう

【訪問介護(ホームヘルプサービス)】

要介護1～5 ホームヘルパーに自宅に訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

内容	費用の目安	
身体介護中心	20分以上30分未満	250円
	30分以上1時間未満	396円
生活援助中心	20分以上45分未満	183円
	45分以上	225円
通院等乗降介助	1回につき	99円

※要支援1・2の方の介護予防訪問介護はかつらぎ町で行う「介護予防・生活支援サービス事業」により提供します。
※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

自宅を訪問してもらう

【訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護】

要支援1・2 自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

要介護1～5 浴槽がない場合や浴室の利用が難しい場合に入浴のお手伝いのサービスを受けられます。

要介護度	費用の目安	
要支援1・2	1回につき	852円
要介護1～5		1,260円

【訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション】

要支援1・2 専門家に訪問してもらい、利用者が自分で行える体操やリハビリなどの指導を受けます。

要介護1～5 リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

要介護度	費用の目安	
要支援1・2 要介護1～5	1回につき	307円

3

お医者さんの指導のもとでの助言・管理

【居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導】

要支援 1・2

医師、歯科医師、薬剤師などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

要介護 1～5

要介護度	費用の目安				
要支援1・2 要介護1～5	医師又は歯科医師が行う場合（月2回まで）	医師	514円	歯科医師	516円
	医療機関の薬剤師が行う場合（月2回まで）	565円			
	薬局の薬剤師が行う場合（月4回まで）	517円			
	歯科衛生士等が行う場合（月4回まで）	361円			

【訪問看護/介護予防訪問看護】

要支援 1・2

看護師などに訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の保持などを受けます。

要介護 1～5

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当や点滴の管理をしてもらいます。

要介護度	費用の目安		
要支援1・2	病院・診療所から	30分未満	381円
		30分以上1時間未満	552円
	指定訪問看護 ステーションから	30分未満	450円
		30分以上1時間未満	792円

要介護度	費用の目安		
要介護1～5	病院・診療所から	30分未満	398円
		30分以上1時間未満	573円
	指定訪問看護 ステーションから	30分未満	470円
		30分以上1時間未満	821円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

施設に通う

【通所介護(デイサービス)】

要介護 1～5

デイサービスセンターで食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

要介護度	費用の目安	
要介護1	7時間以上8時間未満の場合	655円
要介護2		773円
要介護3		896円

要介護度	費用の目安	
要介護4	7時間以上8時間未満の場合	1,018円
要介護5		1,142円

※要支援1・2の方の介護予防通所介護はかつらぎ町で行う「介護予防・生活支援サービス事業」により提供します。

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。 ※食費、日常生活費は別途負担となります。

【通所リハビリテーション(デイケア) / 介護予防通所リハビリテーション】

要支援 1・2

介護老人保健施設などで食事や入浴、リハビリなどを日帰りで受けられます。

要介護 1～5

要介護度	費用の目安	
要支援1	1か月につき	2,053円
要支援2		3,999円
要介護1	7時間以上8時間未満の場合	757円
要介護2		897円

要介護度	費用の目安	
要介護3	7時間以上8時間未満の場合	1,039円
要介護4		1,206円
要介護5		1,369円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。 ※食費、日常生活費は別途負担となります。

介護サービス・介護予防サービス



介護保険制度のしくみ

サービス利用の流れ

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

介護予防・日常生活支援総合事業

利用者の負担について

介護保険料について

第8期事業計画概要版

短期間施設に泊まる

【短期入所生活介護(ショートステイ) / 介護予防短期入所生活介護】

要支援 1・2

介護老人福祉施設などに短期間入所し、食事や入浴などのサービス、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

要介護 1～5

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

要介護度	従来型個室	多床型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	446円	446円	523円
要支援2	555円	555円	649円
要介護1	596円	596円	696円
要介護2	665円	665円	764円

要介護度	従来型個室	多床型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	737円	737円	838円
要介護4	806円	806円	908円
要介護5	874円	874円	976円

【短期入所療養介護(医療型ショートステイ) / 介護予防短期入所療養介護】

要支援 1・2

介護老人保健施設などに短期間入所し、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

要介護 1～5

介護老人保健施設などに短期間入所し、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

要介護度	従来型個室	多床型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	577円	610円	621円
要支援2	721円	768円	782円
要介護1	752円	827円	833円
要介護2	799円	876円	879円

要介護度	従来型個室	多床型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	861円	939円	943円
要介護4	914円	991円	997円
要介護5	966円	1,045円	1,049円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
 ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

施設に入っている方が利用する介護サービス

【特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護】

要支援 1・2

有料老人ホームなどに入居している人が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。サービスは、包括型(一般型)と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。

要介護 1～5

要介護度	費用の目安	
要支援1	1日につき	182円
要支援2		311円
要介護1		538円
要介護2		604円

要介護度	費用の目安	
要介護3	1日につき	674円
要介護4		738円
要介護5		807円

3

自立した生活をするための福祉用具を借りる

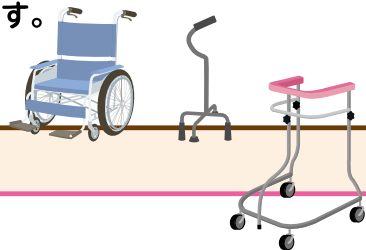
福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。

次の13種類が貸し出しの対象となります。

原則、要支援1・2の方、要介護1の方は①～④のみ利用できます。

⑬は、要介護4・5の方のみ利用できます。



要介護4・5の方が利用できる福祉用具

要介護2・3の方が利用できる福祉用具

要支援1・2、要介護1の方が利用できる福祉用具

- | | |
|--|---|
| ① 手すり(工事をとみなわないもの) | ③ 歩行器 |
| ② スロープ(工事をとみなわないもの) | ④ 歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等) |
| ⑤ 車いす | ⑨ 床ずれ防止用具 |
| ⑥ 車いす付属品(クッション、電動補助装置等) | ⑩ 体位変換器(起き上がり補助装置を含む) |
| ⑦ 特殊寝台 | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む) |
| ⑧ 特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等) | ⑫ 移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む) |

⑬ 自動排せつ処理装置(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方も利用できます)

トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

【特定福祉用具販売/特定介護予防福祉用具販売】



- 腰掛け便座 ●入浴補助用具 ●自動排せつ処理装置の交換可能部品 ●簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円だった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。



介護保険制度のしくみ

サービス利用の流れ

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

介護予防・日常生活支援総合事業

利用者への負担について

介護保険料について

第8期事業計画概要版

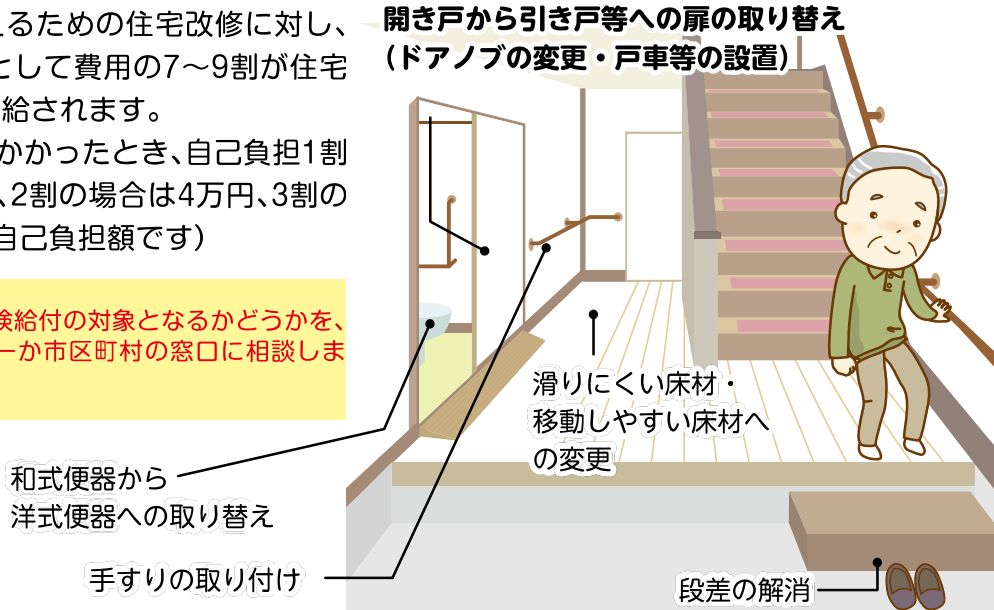
より安全な生活が送れるように住宅を改修する

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

事前と事後に申請が必要です

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。
(費用が20万円かかったとき、自己負担1割の場合は2万円、2割の場合は4万円、3割の場合は6万円が自己負担額です)

●工事に前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市区町村の窓口にご相談しましょう。



◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
 - 段差や傾斜の解消
 - 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
 - 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
 - 和式から洋式への便器の取り替え
 - その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額／20万円まで(原則1回限り)
20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りをとりましょう。



手続きの流れ(事前と事後の申請が必要です)

【償還払い(後から払い戻される)の場合】

相談 ●ケアマネジャーや市区町村の窓口等に相談します。

事前申請 ●工事を始める前に、市区町村の窓口に必要な書類を提出します。

【申請書類の例】

- ・支給申請書
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・工事着工前の写真(日付入り)
- ・工事費の見積書(利用者宛のもの)等

●市区町村から着工の許可が下りてから着工します。

工事・支払い ●改修費用を事業所にいったん全額支払います。

事後申請 ●市区町村の窓口へ支給申請のための書類を提出します。

【申請書類の例】

- ・改修後の写真(日付入り)
- ・工事費の内訳書
- ・領収書(利用者宛のもの)等

払い戻し ●工事が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7～9割が支給されます。

3

施設サービスの種類と費用の目安

介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設はどのような介護が必要かによって、下記の対応に分けられています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

生活介護が中心の施設

【介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)】

1か月あたりのサービス費(1割)のめやす 常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

要介護度	従来型個室	多床型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	21,360円	21,360円	23,790円
要介護4	23,400円	23,400円	25,860円

要介護度	従来型個室	多床型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護5	25,410円	25,410円	27,870円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方です。

介護やリハビリが中心の施設

【介護老人保健施設】

1か月あたりのサービス費(1割)のめやす 病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリが受けられます。

要介護度	従来型個室	多床型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,420円	23,640円	23,880円
要介護2	22,770円	25,080円	25,230円
要介護3	24,630円	26,940円	27,090円

要介護度	従来型個室	多床型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護4	26,220円	28,470円	28,680円
要介護5	27,750円	30,090円	30,270円

医療が中心の施設

【介護療養型医療施設(療養病床等)】

1か月あたりのサービス費(1割)のめやす 急性期の治療が終わり、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などが受けられます。

要介護度	従来型個室	多床型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,990円	20,580円	21,180円
要介護2	20,550円	23,430円	24,030円
要介護3	26,670円	29,460円	30,060円

要介護度	従来型個室	多床型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護4	29,220円	32,100円	32,700円
要介護5	31,560円	34,380円	34,980円

長期療養の機能を備えた施設

【介護医療院】

1か月あたりのサービス費(1割)のめやす 主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。※2024年3月末に廃止が予定されている介護療養型医療施設の転換先と位置付けられています。

要介護度	従来型個室	多床型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,420円	24,750円	25,260円
要介護2	24,720円	28,020円	28,530円
要介護3	31,800円	35,130円	35,640円

要介護度	従来型個室	多床型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護4	34,830円	38,130円	38,640円
要介護5	37,530円	40,860円	41,370円